

医政発0909第2号  
令和2年9月9日

各 地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省医政局長  
（ 公 印 省 略 ）

令和2年度に追加された各地方厚生局健康福祉部医事課等  
の所掌事務（医政局関係）について（通知）

令和2年4月1日付けで、各地方厚生局健康福祉部医事課及び四国厚生支局健康福祉課（以下「医事課等」という。）の所掌事務が追加されたところであるが、当該所掌事務に関する業務について、今般必要な整理を行い、次のとおり定めたので、通知する。

本通知は、医事課等における基本的な業務の共通化を図ることを目的としており、本通知に記載のない業務を行うことを妨げるものではない。

1 令和2年度に追加された医事課等の所掌事務（医政局関係）に関する基本的な考え方

医事課等においては、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第7号に規定する地域医療構想の達成に向けた取組の推進に関する業務、災害時における医療の確保の支援に関する業務及び同法第5条の2の規定による医師の確保を特に図るべき区域で勤務した医師の認定に関する業務を行う。

これらの業務は、いずれも地域の医療提供体制の確保を目的としたものであるが、地域の医療提供体制については、都道府県において、医療法第30条の4第1項に規定する医療計画等を通じて、その確保に向けた取組を実施していることから、医事課等は、都道府県の役割を尊重し、医政局と連携を図りながら、医政局と都道府県との間の円滑な連絡・情報共有に向けた業務や都道府県に対する支援業務を行うことを基本とする。

## 2 業務実施に係る留意点等

### (1) 地域医療構想の達成に向けた取組の推進に関する業務

厚生労働省において、各都道府県の地域医療構想の実現に向けた取組を適切に支援するため、各構想区域における議論の状況等に関する情報の整理や地域医療介護総合確保基金の適切・効果的な運用に向けたヒアリング参加等を行う。

特に、国が直接助言及び必要な支援を行うこととしている重点支援区域における再編等の取組については、医政局と重点支援区域関係者との間の円滑な連絡・情報共有に向けた調整等を行う。

### (2) 災害時における医療の確保の支援に関する業務

平時においては、都道府県の役割を尊重しつつ、都道府県による医療訓練や会議への参加を通じ、都道府県に対する助言及び支援を行うほか、日本DMAT隊員養成研修において日本DMAT活動要領等の解説を行う。

また、災害拠点病院及び災害拠点精神科病院の視察を通じて発掘された問題点について、都道府県に対する助言及び支援を行う。

さらに、病院及び有床診療所一覧の作成支援を行うほか、届出受理医療機関名簿の在宅医療関連情報の整理を行う。

災害時においては、本省職員の業務支援（被災医療機関の情報収集、被災医療機関に必要な支援内容の情報収集、他省庁リエゾンとの調整、都道府県災害対策本部へ必要に応じて派遣等）を行う。

### (3) 医師の確保を特に図るべき区域で勤務した医師の認定に関する業務

厚生労働大臣が、医師少数区域等における医療の提供に関する知見を有するために必要な経験を有する医師であることの認定を行う制度が施行されることに伴い、当該認定に係る業務を行う。

## 3 医事課等と医政局との連携

医政局は、医事課等が行う各業務に関して、医事課等における業務の実施状況や各厚生（支）局管内における医療提供体制の状況等も踏まえながら、業務の遂行に資する情報の提供、資料の作成支援等を行う。